

規 則

埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校通則等の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通則の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通則(昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

様式第三及び様式第四中「**㊦**」を削る。

(埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部改正)

第二条 埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則(昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**㊦**」を「**㊧**」に改め、「**㊨**」を削り、「**㊩**」を削り、「**㊪**」を「**㊫**」に改め、同様式の注を削る。

第三号様式中「**㊬**」を「**㊭**」に改め、「**㊮**」を削り、同様式の注を削る。

第四号様式中「**㊯**」を「**㊰**」に改め、「**㊱**」を削り、同様式の注を削る。

第五号様式中「**㊲**」を「**㊳**」に改め、「**㊴**」を削り、同様式の注を削る。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第6条関係)

県指定文化財滅失(毀損)(亡失)(盗難)届

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

所有者住所
氏 名

下記のとおり滅失(毀損)(亡失)(盗難)したので届け出ます。

記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書の記号、番号
- 3 指定された年月日
- 4 所在の場所
- 5 所有者の住所及び名称又は氏名
- 6 管理責任者がある場合はその住所及び氏名
- 7 滅失、毀損、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。)の別及びその事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、毀損等の原因並びに現状
- 10 滅失、毀損等の事実を知った日時
- 11 滅失、毀損等の事実を知った後に取られた措置
- 12 その他参考となる事項

第七号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。
第八号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。
第九号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。
第九号の二様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第九号の三様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十一号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「ギ植」を「毀損」に改め、同様式の注を削る。

第十二号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十三号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十四号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十五号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十六号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十七号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十八号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第十九号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 地番、地目及び地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地目の写本

第二十号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、「ギ植」を「毀損」に改め、同様式の注を削る。

第二十一号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

第二十一号の二様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県立高等学校管理規則の一部改正)

第三条 埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「連署の上」を削る。

（社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正）

第四条 社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号中「㊦」を削る。

様式第三号中「㊦」を削る。

（教育職員の免許状に関する規則の一部改正）

第五条 教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第三、様式第六及び様式第七中「㊦」を削る。

様式第八中「㊦」を削る。

様式第十中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十一中「㊦」を削る。

様式第十二中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十三中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

様式第十五、様式第十九、様式第二十、様式第二十三及び様式第二十四中「㊦」を削る。

様式第二十五中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第三十二中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第六条 博物館の登録に関する規則（昭和四十五年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第四号までの規定中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

（埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則の一部改正）

第七条 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則（昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

様式第二号中「あへ先」を「あ先」に改め、「㊦」を削る。

様式第四号中「あつせ」を「せせ」に、「はりせせ」を「せせせせ」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第五号中「あつせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

(埼玉県教職員住宅管理規則の一部改正)

第八条 埼玉県教職員住宅管理規則(昭和五十二年埼玉県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

教職員住宅入居承認申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

所属 所名
ふりがな
職名・氏名

下記のとおり教職員住宅に入居したいので承認くださるよう申請します。

記

申請者	現住所		年 月 日				本県勤続年月		年 月		給与事務担当者氏名
	生年月日	給料の月額 (教職調整額を含む。)	級	号	給円	扶養手当 (月額)	円	住居手当 (月額)	円	円	
入居希望 教職住宅名	希望 第1 希望 第2 希望 第3	希望 教職員 教職員 教職員	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用	住宅 単身用 ・世帯用
申請者の家族構成の現況(同居し全員の記入を本人を除く。)	氏名	申請者の続柄	生年月日	職業は先職又勤務先	収入月額 円	扶養手当の有無	同居した場合は ○印を付す	備考	別居理由		
						有・無					
						有・無					
						有・無					
						有・無					
						有・無					
						有・無					
						有・無					
						有・無					
						有・無					
申請者の現在の住宅状況	種類 種別 種別 種別	構造	面積 ㎡	室数	居室	家賃の月額 円	住宅の平面図を裏面に記載の場合(借間の場合を赤線当部分で囲むこと。)				
											現在の通勤方法
住宅に因襲している事情(詳細に記入)											

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

所属長氏名

注 太線の枠内の記載事項については、給与事務担当者の確認を受けること。

様式第三号、様式第四号、様式第六号、様式第八号及び様式第九号中「四」を削る。

様式第十号を次のように改める。

教 職 員 住 宅 明 渡 し 届

年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

教職員住宅	K	号室
所属所名	DK	
職名・氏名		

下記のとおり教職員住宅を明け渡しますのでお届けします。
なお、原状回復については、明渡しの日までに必ず完了します。

記

- 1 明渡しの日 年 月 日
- 2 明渡し理由

注 この届は管理人を経で (管理人が置かれていない教職員住宅にあつては、直接) 提出すること。

(埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第九条 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「四」を削り、「五」を「五」に改める。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第四号及び様式第五号中「四」を削る。

様式第六号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第七号中「四」を削る。

様式第八号及び様式第八号の二中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第九号中「四」を削る。

様式第十号から様式第十二号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第十三号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第二十号及び様式第二十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第二十三号から様式第二十五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

(学校給食の開設等の届出に関する規則の一部改正)

第十条 学校給食の開設等の届出に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、「四」を削る。

(埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の一部改正)

第十一条 埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条を削り、第三十一条を第三十条とする。

様式第一号から様式第二十八号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「(目録又は記名捺印)」を削る。

(埼玉県立近代美術館管理規則の一部改正)

第十二条 埼玉県立近代美術館管理規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十

三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第五号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第七号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第九号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第十号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第十三条 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則(平成十四年埼玉県教育委員会規則第十三号)附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則(昭和五十七年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第十号及び様式第十一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

(技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則の一部改正)

第十四条 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成元年埼玉県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考2中「わかる」を「分かる」に改める。

様式第二号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削る。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の備考2中「わかる」を「分かる」に改める。

(埼玉県教育委員会聴聞規則の一部改正)

第十五条 埼玉県教育委員会聴聞規則(平成六年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第三項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

様式第一号及び様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(さいたま文学館管理規則の一部改正)

第十六条 さいたま文学館管理規則(平成九年埼玉県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第一号の二中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

様式第五号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を削る。

様式第六号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を削る。

様式第九号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

様式第十号及び様式第十一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則の一部改正)

第十七条 北浦和公園及びさきたま古墳公園の管理に関する規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

様式第二号の二中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(埼玉県立げんきプラザ管理規則の一部改正)

第十八条 埼玉県立げんきプラザ管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式第五号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

様式第六号及び様式第七号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削る。

(埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則の一部改正)

第十九条 埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、「出」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県立史跡の博物館管理規則の一部改正)

第二十条 埼玉県立史跡の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

(埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部改正)

第二十一条 埼玉県立自然と川の博物館管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第五号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

様式第七号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を次のように改める。

注 太枠内のみ記入すること。

様式第九号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。
様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の注を削る。

様式第十三号中「あひせ」を「あせ」に改め、「出」を削る。

様式第十四号及び様式第十五号中「あひせ」を「あせ」に改め、「出」を削る。

附 則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。